

(臨増号発刊に際して)

私立・総合・一般大学である本学教員養成の課題を考える

教職課程センター長 高野 良一

この春から、全国の教職課程を設置する大学において、文部科学省による再課程認定に向けた準備が開始されている。臨増号が刊行される今、国が大学の教員養成を誘導し統制するその申請業務が、本学でも佳境を迎えている。

さて、第二次大戦後の日本における教員養成は、大学における養成と開放制の二つを制度原理とする。出発時（1949年教育職員免許法）は、大学の自主性に委ねられた科目履修で免許取得ができる法制度だった。だが、1953年に課程認定という国による事前規制が制度化され、今日に至っている。国の規制といえば、実地視察への対応もここ2年ほど本学で課題とされてきた。実地視察は認定された教職課程の実態をチェックする事後規制であり、未実施である本学では近い将来の対応すべき課題となる。

大学による開放制の教員養成は、こうした国の事前・事後規制に対する調整・対応を迫られる。と同時に、その調整のためにも大学内部で、教員養成の目的や理念をすべての教職員で共有することが不可欠となる。最近の課程認定制度では、「学位プログラムと教職課程との相当関係」が重視される。「目的養成」する教員養成大学・学部では、ディプロマ・ポリシーと教員養成の密接な関係は全教員に自覚されやすい。だが、教職を「オプション」（卒業所要単位外）と位置づける一般大学では、「教職に関する科目」の担当教員に、せいぜい「教科に関する科目」に指定された教員を加えた狭い範囲で、教員養成が“自分ごと化”されるにとどまる。

国から強いられた認定制度ではあるが、この「相当関係」重視は開放制の理念に通じる要素もある。狭義の教職及び教科科目だけでなく、広義の学位プログラム全体を視野に収めて、研究・教育する大学が教員養成をデザインすること、それが開放制の本旨とされるからだ。それには、免許認定の基本単位である学部・学科、大学院研究科・専攻等ではもちろん、全学レベルで政策の立案及び調整、それに自己点検・評価する統括（ガバナンス）が不可欠となる。本学でも全学ガバナンスのしくみを昨年度から始動させたが、実地視察の重点点検項目でもある「統括組織の設置」は課題として残されている。

ところで、総合大学である本学は、ほぼ全学部・学科だけでなく、研究科・専攻と通信教育課程でも教職免許状が取得できる。免許状の教科種別も多様性に富み、これらは総合大学としての強みといえる。だが、教員養成の「質的な保証・向上」が政策的にも強調され、質に問題ありと批判されがちな私立大学が「信頼に足る大学」であるためには、多様性に配慮しつつ大胆に「選択と集中」に取り組む必要がある。今回の再課程認定に際して、いくつかの学科が免許再申請の取り下げを決定した。『教職課程年報』に掲載される学部・研究科別の免許取得者数や教員採用数の推移などを参考に、学部・研究科と連携しつつ全学統括組織が、教員養成の質保証と「選択と集中」を審議し実行することが必須となろう。

教員養成の質的な保証・向上のための学内の人的資源の整備といえば、狭義の教職及び教科科目の質的充実こそ焦眉の課題である。再課程認定の重点施策である「教職コアカリキュラム」への対応も念頭に、1年生次からの段階的で系統的な履修モデルの再設計、教科と教職の科目群の「大括り化」とも関わる両者の連携強化、今回は見送ったが学校インターンシップ（学校体験活動）の単位化などの実践・実習科目群の整備と充実、と基本的な課題を挙げてみたが一般大学にはハードルが高い。

これらの基本課題を実施プランに練り上げ運営も担うタスクフォースが、2012年度創設の教職課程センターとその運営委員会である。キャンパス毎にセンターが配置され、人的及び物的資源も乏しいなかで、学生の指導や支援を充実させる実績が蓄積されてきた。だが、センターと運営委員会だけでタスク（課題解決）は果たせず、それらと全学教職課程委員会、待望される全学教職ガバナンス組織との協力関係も、デザインし直す時期に来ている。

最後に、お忙しい中で臨増号に寄稿していただいた執筆者への感謝を言い添えて、いささか大風呂敷をひろげた感もある巻頭言の筆を置くことにしたい。